

# 小松市人権教育 啓発行動計画

## 第2期

～誰にもやさしい共生・  
持続可能な社会の  
実現を目指して～



令和2年3月  
小松市

# 目 次

## 第1章 基本的考え方

1 計画策定の背景	1
(1) 世界人権宣言後の国際的な潮流	1
(2) 国の動き	2
(3) 石川県の取り組み	3
(4) 小松市の取り組み	3
(5) SDGs 未来都市	3
2 人権教育・啓発の基本的考え方	4
(1) 計画策定の趣旨	4
(2) 基本姿勢	5
(3) 計画の評価と見直し	5
3 計画の推進	6
(1) 推進体制	6
(2) 人権教育・啓発資料等の整備	6
(3) 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	6
(4) 国，県，関係団体等との連携	6

## 第2章 人権教育と人権啓発の推進

1 保育所（園）・幼稚園・こども園	7
2 学校	8
3 家庭と地域社会	9
4 企業・職場その他一般社会	10

## 第3章 特定の職業従事者に対する人権教育の推進

1 教職員・社会教育関係者	12
2 医療・保健関係者	12
3 福祉関係者	12
4 消防職員	13

5 市職員	13
6 マスメディア関係者	13

#### 第4章 人権問題の重要課題と対応

1 女性	14
2 子ども	16
3 高齢者	18
4 障がいのある人	20
5 同和問題	22
6 言語・文化等の多様性	24
7 感染症患者等	26
8 インターネットによる人権侵害	27
9 犯罪被害者等	29
10 罪を犯した人等	30
11 多様な性のあり方	32
12 その他	33

#### 資 料

日本国憲法（抄）	35
世界人権宣言	37
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	42

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

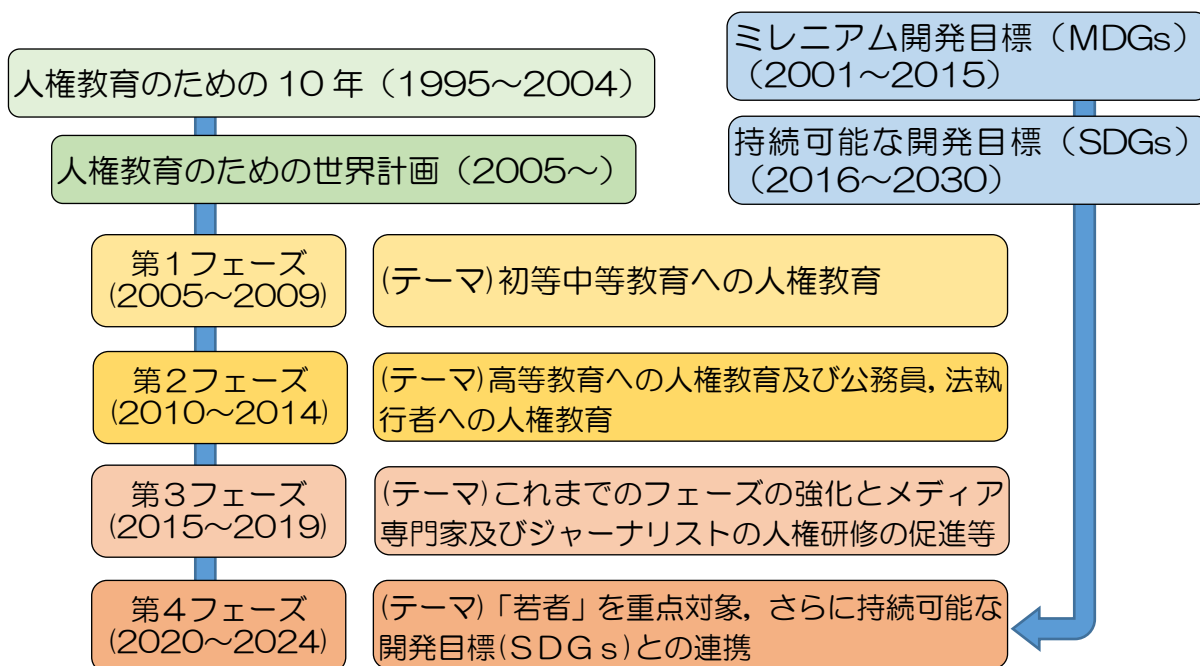
### (1) 世界人権宣言後の国際的な動き

1994年（平成6年）の国連総会において、1995年から2004年（平成7年～16年）までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、世界各国において取組が進められました。しかし、人種や宗教などの違いによる民族間の対立や偏見・差別などが原因による紛争が起こり、多数の犠牲者が出ました。

こうしたことを受け、「人権教育のための国連10年」を引き継ぐ「人権教育のための世界計画」を開始する採択が2005年（平成17年）に採択され、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が推進されています。この計画は、終了時限を設けずに5年ごとのフェーズ（段階）及び行動計画を策定することとなっています。

さらに、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、2016年から2030年までの国際目標として、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットが掲げられ、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsのベースには人権があり、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、「人権教育のための世界計画」の第4フェーズ（2020年から5年間）においても、このSDGsとの連携が盛り込まれています。



## (2) 国の動き

国は、平成9年に『人権教育のための10年』に関する国内行動計画を策定し、この計画に掲げられた諸施策の着実な実施を通じて、人権教育の積極的な推進を図っています。平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、さらに、平成14年には、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。これら一連の動きの中で、国や地方公共団体、国民の責務が明らかにされ、国と地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画の策定と施策を実施する責務を有することとなりました。

平成27年のSDGsの国連採択を受けて、その実施に向け政府はまず国内の基盤整備に取り組み、平成28年5月に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、同年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。この指針は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ、SDGsの17のゴールを日本の文脈に即して再構成した8つの優先分野の下で、140の国内及び国外の具体的な施策を指標とともに掲げています。

平成29年12月に「SDGsアクションプラン2018」、平成30年6月に「拡大版SDGsアクションプラン2018」を相次いで打ち出すとともに、公募により最初の「SDGs未来都市」となる29都市を選定しました。さらに、同年12月に「SDGsアクションプラン2019」、令和元年12月に決定した「SDGsアクションプラン2020」には、官民を挙げたSDGsと連動する「Society5.0」の推進、SDGsを原動力とした地方創生、SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワメントを3本の柱とすることが謳われています。

『人権教育のための10年』に関する国内行動計画（平成9年）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年）

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年）

SDGs実施指針（平成28年）

SDGsアクションプラン2018（平成29年）

拡大版SDGsアクションプラン2018 「SDGs未来都市」選定（平成30年）

SDGsアクションプラン2019（平成30年）

SDGsアクションプラン2020（令和元年）

### (3) 石川県の動き

石川県では、平成 17 年 3 月に策定した「石川県人権教育・啓発行動計画」（以下「県計画」という。）に基づき、県民の人権問題への正しい理解や認識が深めるため、様々な人権教育・啓発を推進してきました。一方で、誤った知識や偏見に基づく差別が今なお存在する中で、新たに災害時の高齢者、女性、障がいのある人等に対する人権尊重への配慮の問題や、更には北朝鮮当局による拉致問題等が依然として残っています。平成 25 年度には、「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、これにより明らかとなっている県の実態に基づき、学校、地域、家庭、職場その他様々な場を通して、県民がそれぞれのライフスタイルに応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践できるようにするため、平成 27 年 3 月に「石川県人権教育・啓発行動計画（改定版）」を策定し、県としての人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、施策の方向性を示しています。

### (4) 小松市の取り組み

本市では、新しい時代にふさわしいまちづくりの方向性を示す指針として、平成 23 年 6 月に「10 年ビジョン」を、平成 27 年 11 月に「NEXT10 年ビジョン」を策定し、「まちの新しい形とイメージアップ」に向けて、「たくましい」「おもしろい」「こちよい」「はつらつ」の 4 つのテーマを掲げ、市民共創でまちづくりに取り組んでいます。

平成 26 年からは、「やさしいまちづくり」の推進により、高齢者や妊産婦、障がいのある人等に配慮した各種施策を推進し、誰もがみんなくらしやすく、訪れやすいまちづくりに取り組んでいます。

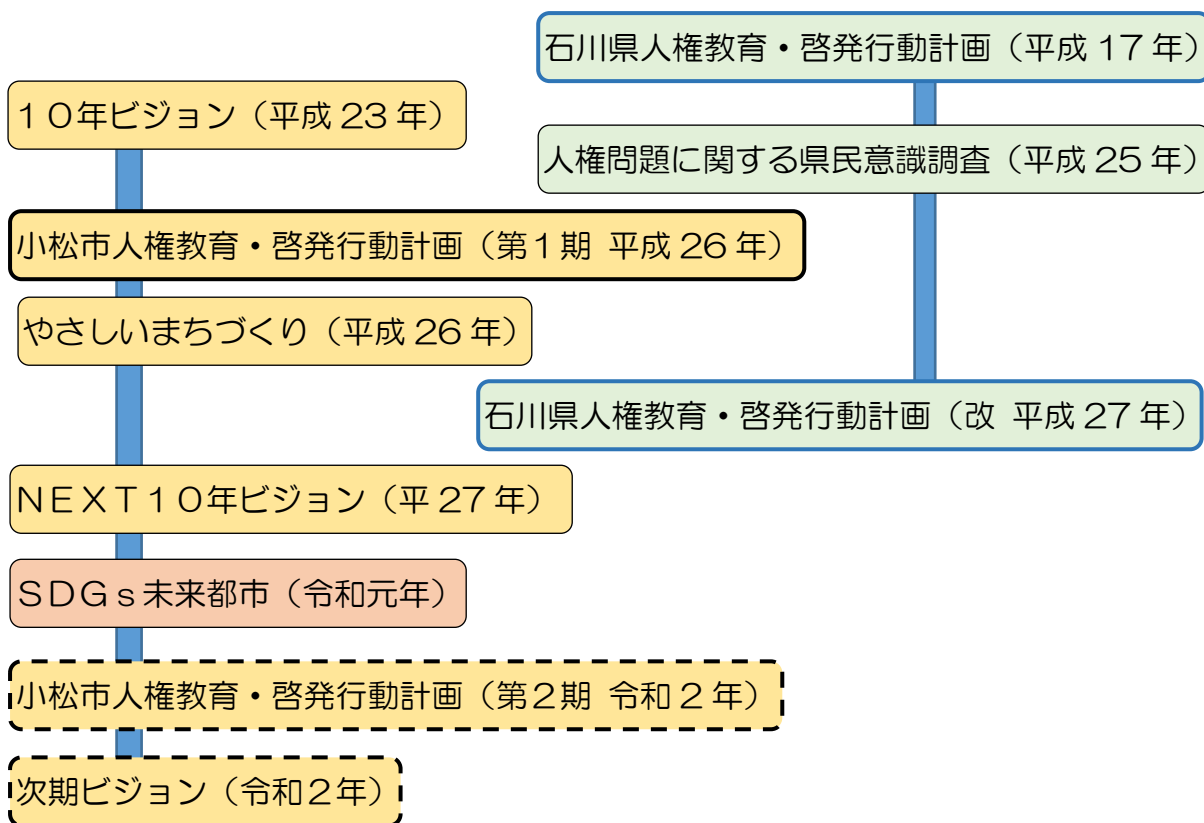
こうしたまちづくりの方向性が示される中、法や基本計画、県計画の方針の趣旨との整合性を図りながら、本市の人権に関する施策を総合的に・計画的に進めていくため、平成 26 年 3 月に「小松市人権教育・啓発行動計画（第 1 期）」を策定しました。

本市では、この計画に基づき、関係部局と連携を図りながら、人権教育や人権啓発に取り組んでいます。また、人権擁護委員と連携し、保育所（園）・幼稚園・こども園訪問や学校訪問、街頭啓発、相談業務等の活動を展開し、地域に密着した人権普及活動を行っています。さらに、学校教育においても教育活動を通じ、人権尊重の教育を積極的に推進しています。

### (5) SDGs 未来都市

本市は、「10 年ビジョン」によるまちづくりや「共創とひとづくり」などの取組が認められ、令和元年 7 月に「SDGs 未来都市」に選定されました。誰にもやさしい共生・持続可能な社会の実現のため、産業イノベーション・やさしさや予防先進・共生の社会づくり・環境との共生など国際化時代にふるさと小松を未来につなぐ、まちづくり・ひとづくりを展開していくこととしており、人権教育・人権啓発についても、

SDGsの視点を踏まえて、取り組んでいくことになります。



## 2 人権教育・啓発の基本的考え方

### (1) 計画策定の趣旨

「人権」は、人間の尊厳に基づく権利として、すべての人に等しく保障されなければなりません。しかし、いじめや児童虐待といった人権侵害は依然としてなくなっておらず、また、LGBTといった人間の性のあり方に対する偏見やSNSによる書き込みなど生活環境、社会環境の変化にともなう新たな人権問題がクローズアップされてきています。

本市は、こうした新たな人権問題やこれまでの取組の課題を整理し「小松市人権教育・啓発行動計画（第1期）」を見直すとともに、SDGsの視点を踏まえた人権教育・人権啓発を推進するため、「小松市人権教育・啓発行動計画（第2期）」を策定します。

本市では、この行動計画に基づき、市民が人権の意義やその重要性について、市民と行政が一体となって、学校・家庭・職場・地域社会などあらゆる場における人権教育と啓発の持続可能な取組を推進するとともに、人権という普遍的文化を市民生活の中に定着・浸透させていくことを目的とします。

## (2) 基本姿勢

### ① 生涯学習の視点に立った人権教育の推進

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育が相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

そのため、学校教育においては、人権教育を積極的に推進し、生活の中で実践できる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、社会教育施設及び関係機関・団体などの市民の学習の場を通じて自発的に人権問題について考え、解決に向けて取り組み、実践力のある市民の育成に努めます。

### ② 共生の心の醸成

異文化・異民族、性別や障がいの有無、病気の有無などに対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

そのため、市民一人ひとりが、互いに共生できる社会の実現に向けた一層の取組を推進します。

### ③ 主体的な参加の促進

市民一人ひとりが、知識の習得、学習を通じて人権尊重の意識を身に付け、日常生活のあらゆる機会において、人権問題を自分の問題として受け止めて具体的に取り組み、実践をしていくことが必要です。

そのため、それぞれの家庭や地域社会、学校、職場などあらゆる生活場面において人権に関する学習機会を増やすとともに、皆が参加しやすく、主体的に学ぶことができるよう、内容の充実を図るとともに、広報やICTなどを活用した情報提供を積極的に行い、市民が取り組みやすい環境づくりを進めます。

### ④ 持続可能な取組の推進と新たな問題への対応

人権問題は、社会環境の変化に伴い、また、人々の意識、価値観の変化とともに、様々な形で新たに発生する可能性のある問題です。新たな問題に的確に対応し、人権問題を解消し、人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、粘り強く、持続可能な取組を進めていきます。

## (3) 計画の評価と見直し

この計画には期限を設けていませんが、人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応するため、随時、その取組状況や効果について検証及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



#### (1) 推進体制

この行動計画を総合的・効果的に推進するため、「小松市人権同和問題連絡会議」において、関係各課と連携を深め、全庁的な取組の強化を図ります。

#### (2) 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、効果的な学習教材や啓発資料等が不可欠であり、保育所（園）・幼稚園・こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場などの生涯のあらゆる場面において、人権について学ぶことができる人権教育・啓発資料等の整備と充実に努めます。

#### (3) 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発にあたっては、幼児から高齢者まですべての人に理解できるような取組が重要であり、その活動を広く市民に周知し推進していくため、手法など創意工夫することが重要です。

「広報こまつ」や班回覧、市のホームページやfacebookなどを通じて、地域のニュースやイベントのお知らせなどの情報提供を行うとともに、人権に関する講演会や啓発イベントへの参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする啓発の強化期間等の広報活動を積極的に行います。

さらに、新聞報道やラジオなどのマスメディアを効果的に活用し、人権講演会、人権パネル展などの各種イベントや街頭啓発などの人権尊重の意識向上のための取組について、周知・啓発を図ります。

#### (4) 国、県、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国や県、関係団体等との連携が不可欠です。そのため、行政だけの取組ではなく、企業や各種団体等において積極的な取組がなされるよう、人権教育や啓発活動にかかわる機関と連携・協力し推進に努めます。更に、これら民間団体等にその人権教育を支援するため、講師の派遣や教材などについて適切な情報提供を行います。

法第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、  
「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義され、法第4条及び5条において、人権教育及び人権啓発は、国及び地方公共団体の責務とされています。

市民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、保育所（園）・幼稚園・こども園、学校、家庭、地域、職場など様々な場を通じて、人権教育と人権啓発の推進を行います。

## 1

## 保育所（園）・幼稚園・こども園

## 【現状と課題】

保育所（園）・幼稚園・こども園においては生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

乳幼児は人とのかかわりの中で自尊感情を持ち、相手を尊重する気持ちや、思いやりを持つようにするなど、人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して、保育・教育活動を推進しています。

また、保育者等は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育、教育を行わなければなりません。

そして、保育所（園）・幼稚園・こども園においては、家庭や地域と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人を思いやる心をはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

## 【施策の方向性】

- ① 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、生活体験、心身の発達の過程等を考慮し、他の乳幼児とのかかわりながら人を思いやる心をはぐくむことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。
- ② すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識を深めるとともに、保育、教育の資質向上に努めます。
- ③ 家庭や地域社会と連携し、人を思いやる心を育てる保育の推進に努めます。

## 2 学校

### 【現状と課題】

学校教育には、教育を受けるといふ子どもの権利を保障するとともに、子どもの心身の発達に際して、時代や社会の変化に対応し、たくましく生きることができる力を育成する、生涯学習の基礎教育としての役割が求められています。平成20年に国が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」から、「人権教育の指導方法の在り方について」（第三次とりまとめ）が示されました。

また、平成30年に学習指導要領の改訂が行われ、その中では、社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、判断して行動できる「いきる力」をはぐくむことが求められています。

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く社会的・教育的環境が大きく変化している中、いのちの重みに対する感受性や自尊感情の乏しさ、人間関係を構築する力の乏しさ、規範意識の低下など、様々な課題が生じています。

また、インターネットや携帯電話によるいじめ、誹謗中傷や不登校、虐待等、新たな課題も含め、子どもの人権にかかわる問題は依然として存在しています。

すべての人々の人権が尊重され、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、子どもたちがその役割を積極的に果たす人間として成長するためには、いのちと人権の尊重を基盤とした心の教育をより一層充実していくことが大切です。

そこで、子ども一人ひとりの自尊感情を高めるとともに、人権問題を正しく理解し、互いに認め合い、共に生きていくことの大切さを認識できるよう、各教科や特別の教科道徳、特別活動など全教育活動を通して人権教育を推進する必要があります。また、命がかげがえのないものであることを理解するとともに、自らを律する心、他人を思いやる心、正義や公正を重んじる心など、豊かな人間性をはぐくむため、自然、人、文化などとふれあう体験的な活動の機会を多くしていかなければなりません。

そのため、全教職員が人権教育の意義を正しく理解するとともに、教職員の人権教育に果たす役割の重要性を自覚し、児童生徒がその発達の段階に際して豊かな人権感覚や人権問題を解決していく実践力を身に付ける取り組みができるようにしていくことが大切です。

### 【施策の方向性】

- ① 学校においては、開かれた学校運営の推進とともに、人権教育推進体制を確立し、人権尊重の精神が正しく身に付くよう人権教育を積極的に推進していきます。その際には、児童生徒の発達の段階を踏まえた全体計画・年間指導計画を作成するとともに、小・中・高等学校の一貫した人権教育が推進できるよう、

校種間の連携に配慮し、適時性・系統性を踏まえた指導の充実に努めます。

- ② 児童生徒の心身の発達に応じ、行事や各教科及び特別の教科道徳等の目標と内容及び授業の在り方を、人権教育の視点から検討していきます。また、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などの人権問題への正しい理解と認識を深めると共に、生命の尊厳や人権の概念と価値、歴史についての理解を深め、差別や偏見をなくして、互いに尊重し合う望ましい人間関係を築いていこうとする態度を育てます。
- ③ 教師と児童生徒、児童生徒相互の共感と信頼に基づく温かく豊かな人間関係を育むとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにするため、子どもの心身の発達に応じた教育を進めます。  
また、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置など児童生徒への教育相談・支援体制の充実に努めます。
- ④ 全教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、児童生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような校内推進体制を確立していきます。また、全教職員の資質及び指導力の向上を図るための研修内容の充実や研修方法の工夫に努めます。
- ⑤ 家庭や地域との連携を一層密にし、学校の取り組みについて十分な理解と協力が得られるよう、様々な学習機会や情報の提供に努めます。
- ⑥ 外国籍児童が、言葉の壁等により、日本で教育を受けることにハンディーにならないよう努めます。

### 3 家庭と地域社会

#### 【現状と課題】

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通して、人権意識の高揚を図り、社会の一構成員としての自立を促す大切な場となっています。また、家庭においては、乳幼児期からの基本的な生活習慣や、社会的マナーなどの基礎をはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っています。

そのため、家庭教育では、子どもに接する親や祖父母等が偏見を持たず、差別をしないことなどを子どもに示していくことが重要です。近年は、家庭内における暴力や虐待といった痛ましい事件が発生するなど、深刻な問題も増加の傾向にあります。また、地域社会においては、様々な人権問題が存在しており、人権教育や人権啓発が十分に市民に行き届かないという問題も出てきています。

そこで、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援し、市民ニーズに応じた人権教育及び啓発を推進することが必要です。さらに、地域社会が持つ役割の重要性の認識を深め、市民自ら自主的な取り組みを促すため、各年代層と交流するボランティア活動や、自然体験活動などの機会の充実を図ることが重要です。

#### 【施策の方向性】

- ① 家庭や地域における人権に関する学習活動を支援するため、人権教育担当者の研修の充実を図り、地域で指導できる人材の育成に努めます。
- ② 人権に関する図書や各種資料・教材の充実を図るとともに、啓発資料や情報を提供し、効果的な学習活動の推進に努めます。
- ③ 公民館等が行う人権問題に関する学習会の支援と、多くの市民が参加できる学習機会の提供に努めるとともに、地域の子どもは地域で育てる取り組みを推進します。
- ④ 学校教育と連携し、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動等の、様々な体験活動の機会の充実を図ります。
- ⑤ 子育てにおける不安や悩みなどを抱える保護者等への相談事業の充実に努め、さらに、家庭内暴力や虐待を未然に防ぐため、児童相談所や関係機関との連携を図り、相談機能の充実に努めます。
- ⑥ 男女共同参画社会の実現に向けた家庭や地域社会の在り方についての啓発、情報の提供に努めます。

## 4 企業・職場その他一般社会

#### 【現状と課題】

企業等は、その企業活動等を通じ市民生活に深くかかわるとともに、市民生活に大きな影響力を持っており、男女共同参画社会の実現や環境保全、少子高齢化社会への対応、同和問題を始めとした人権問題に十分配慮するなど、社会的責任が求められています。

各企業においては、障がいのある人、女性、高齢者、外国人、LGBTなど社会に生きるすべての人に対し、それぞれのアイデンティティを尊重しつつ、多様性を認め合う働き方が求められており、これまで以上に人権が尊重され働きやすいやさしい職場づくりを推進しています。その上で、就職の機会均等が図られるよう採用時の配慮や、雇用・労働条件、労働安全衛生面などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、その環境や条件づくりの促進が期待されています。

そのため、企業・職場その他一般社会においても、人権尊重意識の一層の高揚を図るため、これまでの取り組みを踏まえつつ、次の施策を推進します。

### 【施策の方向性】

- ① 効果的な啓発活動を推進するため、研修会・講演会等の開催、啓発の方法、啓発に関する教材、資料等について一層の創意工夫に努めます。
- ② 人権に関する悩みごと、困りごと等の相談に適切に対応していくため、相談窓口、支援体制等の充実を図るとともに、その周知に努めます。
- ③ 人権擁護活動の一層の推進を図るため、地方法務局、人権擁護委員との連携のもと、情報交換を密にし、人権擁護委員制度の周知に努めます。
- ④ 企業に対しては、その社会的責任の自覚を促し、男女共同参画社会の実現、少子高齢社会への対応などに果たすべき役割を始め、公正な採用選考についても、基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう一層の啓発に努めます。

### 【人権広報大使】

地域で知名度の高いご当地キャラクターを委嘱し、地域で行う各種人権啓発活動に、人権イメージキャラクターである人KENまもるくん・あゆみちゃんとともに参加し、市民に対しより一層人権に対する関心を持ってもらえるよう啓発活動を推進することを目的としており、本市イメージキャラクターの「カブッキー」が令和2年度人権広報大使の委嘱を受けました。



人権広報大使「カブッキー」と人KENまもるくん・あゆみちゃん

## 第3章

# 特定の職業従事者に対する人権教育

「小松市人権教育・啓発行動計画」の取組みの推進のためには、子どもから高齢者まで全ての人を対象に人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

特に、この計画においては人権にかかわりの深い分野の従事者に対し、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発の充実に努めます。

## 1 教職員・社会教育関係者

人権を尊重した学校教育等の果たす役割は大きく、学校、保育所（園）・幼稚園・こども園などに携わる教職員及び保育者等は、子どもたちの人権を守り、人権意識を育む教育を推進する使命を持っています。

特に、学校における人権教育を推進するためには、教育活動に携わるすべての者が自らの生き方にかかわる課題として、豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠です。教職員一人ひとりが豊かな人権意識を身につけられるよう、各種研修の充実に図り、教職員の資質の向上に努めるとともに、学校における人権教育を積極的に推進します。

また、社会教育関係者においても、教職員と同じ資質が求められることから、重要な人権啓発の担い手として、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

## 2 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師などの医療関係者は、患者等に対するインフォームド・コンセントの理念を徹底し、また、プライバシーに配慮するなどの人権尊重意識に基づいた行動が求められています。

そこで、医療・保健関係の業務に従事する人たちに対して、人権に対する意識を深めるための研修を実施します。また、医療・保健関係の諸団体に対しても、人権に対する意識を深めるための研修を実施するなど、人権啓発の充実に努めます。

## 3 福祉関係者

福祉事務所職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員などの福祉関係者は、様々な生活課題を抱える人と接する機会が多く、業務の遂行に当たっては、人権に配

慮した行動力が求められています。

そこで、福祉関係者に対し、人権意識の普及・高揚が図られるよう、研修会や講演会などの実施を働きかけます。

加えて、大学等に対しても人権教育の充実を働きかけます。

## 4 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体の安全、財産を火災や地震等の災害から守るという役割を担っており、その消防業務を通じて密接に市民とかがかかわっているため、幅広い視野と豊かな人権意識をもって任務を遂行することが求められています。

このため、人権についての現状と課題について正しい知識を修得し、各種消防業務において適切な対応が行われるよう、人権教育・啓発の一層の充実に努めます。

## 5 市職員

市職員は、全体の奉仕者としての使命と、常に日本国憲法の定める基本的人権の尊重などに配慮しながら業務にあたることを求められています。

このため、職員一人ひとりが人権を尊重した行政の担い手として、各分野において人権が尊重される社会の実現に向け、人権尊重の視点に立ち業務を遂行することができるよう、効果的な人権問題に関する職員研修を実施します。

## 6 マスメディア関係者

現代社会においては、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人権問題に関する記事、番組を取り上げるなど人権意識の高揚に大きな役割を果たすとともに、人権を尊重する社会の形成に大きな影響力を有しています。

そこで、マスメディア関係者に対し、人権尊重のための自主的、積極的な取り組みが行われるよう働きかけます。



様々な人権に関する問題を重要課題別に現状と課題としてまとめ、今後の施策の方向性と取組内容を掲げました。本市においては、関係機関や関係団体と連携を図り、課題解決に向け取り組んでいきます。

## 1 女性

### 【現状と課題】

日本国憲法において男女平等が謳われており、本市においても性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会の形成を目指し、平成10年に男女共同参画都市を宣言、平成13年には男女共同参画アクションプランを策定し、男女共同参画の実現に取り組んできました。また、平成28年には第4期こまつ男女共同参画プランとして「『共同参画のまち こまつ』への道しるべ」を策定しています。

SDGsでは、世界人権宣言の精神を引き継ぎ、「誰一人取り残さない」との人権の理念が掲げられており、世界人権宣言と同様にすべての人の尊厳と平等が強調されています。そして、「SDGsアクションプラン2020」では、我が国が注力する3つの取組内容の一つに「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」が掲げられており、女性が活躍する社会づくりを推進していくことが謳われています。

DVやセクハラ等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。男女がお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、学校、家庭、職場、地域社会等のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を發揮することのできる社会づくりが求められています。

### 【施策の方向性】

第4期プラン「『共同参画のまち こまつ』への道しるべ」に基づいて、関係機関等と連携を図りながら女性の参画、登用の推進や男女が共に働きやすい環境づくりを促進します。

また、女性に対するDVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して必要な啓発に努めるほか、被害に遭われた方が安心して支援が受けられるよう相談・支援体制の強化を図ります。

### 《主な関係法令など》

◎雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） →男女雇用機会均等法

- ◎育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号） →育児・介護休業法
- ◎男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）
- ◎ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）
- ◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号） →DV防止法
- ◎女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）  
→女性活躍推進法
- ◎小松市男女共同参画基本条例（平成 12 年条例第 57 号）
- ◎「共同参画のまち こまつ」への道しるべ

#### 【取組の方向と内容】

- ①男女共同参画社会の推進に向けた市民一人ひとりの意識の改革を図ります。
  - 男女共同参画についての理解を深めるための研修会・講演会を開催し，啓発に努めます。
  - 各種団体と連携し，男女共同参画推進に向けた啓発活動に取り組みます。
  - 幼少期からの男女共同参画教育を推進します。
- ②女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて相談・支援体制の充実を図ります。
  - ドメスティック・バイオレンス（DV）防止のための啓発活動を行います。
  - DV，ストーカーなど悩みに対する相談を行うとともに，関係機関と連携した相談・支援体制の充実を図り，被害者の安全確保に努めます。
- ③政策・方針決定の場での男女の均等な参画を促進します。
  - 各種審議会等における女性の選任率向上を目指します。
  - 企業・団体等への女性の管理職登用について働きかけをします
- ④就業の分野において男女平等を推進します。
  - 雇用の場における男女の雇用機会の平等が図られるよう企業への啓発に努めます。
  - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活ができるよう柔軟な働き方の実現目指し，働きやすい環境づくりに取り組みます。

#### 【関係課】

はつらつ協働課，くらしあんしん相談センター，商工労働課，学校教育課

## 2 子ども

### 【現状と課題】

子どもたちは、次代を担う存在であり、子どもが健やかに成長できるよう地域社会全体で支え、見守っていくことが必要です。

しかし、少子化や核家族化、地域の繋がりの希薄化などにより子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。そして、家庭では保護者が子育ての負担や不安、孤立感の高まりから児童虐待を引き起こすという問題が発生しています。また、学校においてはいじめや不登校、体罰といった人権問題について、さまざまな場面で議論されるものの依然として多くの課題が見られます。

これらの問題を解決するためには、家庭や地域における教育力の向上が必須であり、子育てを家庭や学校、地域社会と行政が一体となって支える仕組みを構築し、有効に機能させていかなければなりません。

近年、性的虐待の問題や児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童を性的に商売の道具とする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっています。平成 26 年 6 月に子どもの性被害を防止するため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が一部改正され、法律名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、取締りが強化されています。

### 【施策の方向性】

小松市子ども・子育て支援事業計画に基づき、学校、家庭、職場、地域などが行政と共に、子育て支援に関する情報の発信や、相談窓口を充実させ、社会資源を活用した幅広い取り組みを実施することにより、子どもの人権を尊重する教育や啓発の推進を図ります。

また、地域の協力により安心して子育てのできる環境づくりや、児童虐待の防止や対応についても、児童相談所や関係機関との連携を綿密にとり対策に取り組みます。

### 《主な関係法令など》

◎児童憲章（昭和 26 年 5 月 5 日宣言）

◎児童福祉六法 … 児童福祉を直接支える主な法律

児童福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法、母子及び寡婦福祉法、母子保健法、児童手当法

◎教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）

◎学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

◎児童の権利に関する条約（平成元年 11 月国連総会採択）

- ◎児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号 改正平成 26 年法律第 79 号）
- ◎児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）→児童虐待防止法
- ◎次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）
- ◎少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）
- ◎子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ◎いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号） →いじめ防止法
- ◎小松市新エンゼルプラン（平成 16 年 3 月策定）
- ◎小松市子ども・子育て支援事業計画

### 【取組の方向と内容】

- ①一人ひとりの発達段階や成長，年齢，それぞれの家庭の実情に応じた適切な，養育，保育，教育を行います。
  - 子どもの年齢に応じた子育て学習会（虐待，いじめ，体罰などに関する）の機会を提供します。
  - 教職員，保育者等対象に児童虐待，いじめ等の問題解決のための研修を実施します。
- ②関係機関と連携した取り組みを推進します。
  - 各関係機関が情報の共有化を図り，連携，支援体制の強化を進めます。
  - 保育・教育・保健機関・児童相談所との連携及び地域ネットワークの拡充に努め，児童虐待防止のための早期発見，早期解決に取り組みます。
  - 県や市が行う啓発活動や講演会などについて，関係職員，地域住民に周知，啓発を図ります。
  - 子どもの人権 SOS ミニレターや人形劇公演，人権の花運動，中学生人権作文コンテストなどの人権擁護委員の活動を支援します。
- ③養育，保育，教育に関する相談・支援体制の充実を進めます。
  - 養育者が安心して相談できる窓口の増設と明確化を図ります。
  - 適切な子育て支援，家庭支援，養育指導の専門性を高めるため，職員の研修会等を積極的に実施します。

### 【関係課】

こども家庭課，いきいき健康課，学校教育課，教育研究センター，青少年育成課，発達支援センター，くらしあんしん相談センター

## 【現状と課題】

急激な高齢化が進む中、高齢者夫婦のみ世帯、一人暮らし高齢者や寝たきりや認知症などによる要介護状態の高齢者など、社会的な支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。

SDGs 実施指針においても、8つの優先分野の一つとして、健康・長寿の達成が掲げられており、自治体の役割の重要性が指摘されています。

一方、高齢者については、身体的・心理的な虐待、経済的問題、詐欺や悪徳商法などによる消費者被害、財産管理や遺産相続に関するトラブルなど、様々な人権侵害が懸念されます。

このため、要介護高齢者に対する各種サービスの充実、寝たきりにならないための介護予防教室、就労やボランティアの機会の確保、相談窓口や権利擁護の充実など、高齢者の自立を地域社会で支え合う事業への取組が必要となっています。

## 【施策の方向性】

「いきいきシニアこまつ推進プラン（小松市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・こまつ地域包括ケア推進プラン）」に基づいて、「地域で支えあい、どんなときでも自らの意思で自分らしく暮らせる こまつ」を基本理念とし、明るく健やかな活力ある高齢社会の実現を目指します。

また、高齢者やその家族がより安心して、地域で暮らすことができる環境づくりや、高齢者の人権に関する啓発活動の推進に努めます。

さらに、関係機関や各種団体と連携し、認知症高齢者への支援及び高齢者虐待を防止するための対策にも取り組みます。

## 《主な関係法令など》

◎老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

◎老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）

◎高齢者社会対策基本法（平成 7 年法律第 129 号）

◎介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

◎高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号） → 高齢者虐待防止法

◎いきいきシニアこまつ推進プラン

## 【取組の方向と内容】

①どんなときも、自分らしい生き方ができるよう、心身の状態や環境に係わらず、

自ら希望したサービスや支援を受けながら、安心して、暮らしていける体制づくりを推進します。また、高齢者を支援する家族や地域の方々をサポートする体制を整備します。

○老後の生活と健康について早い段階から考えることや介護や医療に関する本人の想いを周囲に伝えていくことの大切さについて普及啓発します。

○成年後見人による支援など高齢者の尊厳と権利を守る体制づくりを進めます。

○セルフケア・セルフマネジメント意識の向上のための機会の提供や正しい情報に基づく適切な行動ができるよう市民のヘルスリテラシーの向上に努めます。

○希望する医療・介護などが提供されるよう必要な基盤整備や効率の良い連携体制づくりを進めます。

○地域資源・サービスに関する情報提供や弁護士・金融機関等の専門的助言など適切な選択を支援するための体制づくりを進めます。

②切れ目のないサポートと専門職や地域の人など、みんなで支え、認知症にやさしいまちづくりを進めます。

○生活習慣病予防の推進や脳の健康手帳、はつらつ脳トレ体操などの普及を行います。

○認知症の状態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制の強化のため、認知症ケアパスの普及、医療・介護の連携、介護保険サービスの充実を図ります。

○認知症キャラバン・メイト、チームほっとけんの育成、認知症ケアコミュニティマイスターの養成・活動支援を引き続き行い、相談・支援体制の充実を図ります。

○認知症サポーターの養成、地域協議会、認知症カフェ、民生委員・地域福祉推進員、SOSネット、市民後見人など地域サポート体制の充実を図ります。

○若年性認知症の実態やニーズを把握し、本人とその家族への適切な支援を行います。

③高齢者の権利擁護支援の充実と普及啓発を図ります。

○虐待防止や自殺予防、ひきこもりや8050問題等、複雑かつ家族単位で起こる問題について、小松市くらし安心ネットワーク協議会が、関係各課・関係機関と連携を図り、解決に向けた協議を行います。

○認知症の高齢者など判断能力が不十分の方が、地域において自立した生活が送れるよう日常生活自立支援事業の推進を図ります。

○高齢者が消費トラブルに遭わないよう、消費協力団体である高齢者総合相談センターと連携し、各地区における見守りの強化を図るとともに、消費出前講座の実施や通話録音装置の設置等を推進します。

#### 【関係課】

長寿介護課、ふれあい福祉課、くらしあんしん相談センター

## 4 障がいのある人

### 【現状と課題】

我が国は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結から平成 26 年 1 月の条約批准まで、国内法の整備を行い、この間、平成 23 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され（平成 24 年 10 月施行）、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました（平成 28 年 4 月施行）。

このように法や制度の整備が進み、障がいに対する理解は進んできていますが、依然として、障がいのある人に対する偏見やいじめ、虐待などの人権問題は後をたちません。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いが人格と個性を尊重し合い、認め合う共生・持続可能な社会を実現するためには、差別や偏見といった人の心の中にある障壁が取り払われ、障がいの特性や障がいのある人について社会全体で十分に理解されなければなりません。

学校や家庭、職場、地域などの様々な場において、偏見や差別を解消する継続的な取組が必要です。

### 【施策の方向性】

障がいのある人の人権を大切にして、障がいのある人もない人も互いの理解と協力によって、共に暮らせる豊かな地域の共生社会の実現に取り組みます。

また、障がいのある人の人権尊重についての理解を深めるため、あらゆる機会を利用した教育と啓発を推進し、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための能力開発や、就労機会の支援を進めます。

さらに、障がいのある人の権利を守るために、成年後見制度等の周知と促進を図り、契約や財産管理等で支援を必要とする人が制度を適切に利用できるよう支援するとともに、関係機関と連携・協力しながら支援できる体制づくりに努めます。

### 《主な関係法令など》

- ◎身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- ◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- ◎知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）
- ◎障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- ◎障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）
- ◎身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）
- ◎発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

- ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） →障害者総合支援法
- ◎高齢者，身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号） →バリアフリー新法
- ◎障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号） →障害者虐待防止法
- ◎国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号） →障害者優先調達推進法
- ◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）  
→障害者差別解消法
- ◎障害者の権利に関する条約の批准（平成 26 年 2 月）
- ◎成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）
- ◎小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例（平成 30 年条例第 6 号）
- ◎こまつ障がい者プラン

#### 【取組の方向と内容】

- ①「こまつ障がい者プラン」を推進します。
  - 「すべての人があんしんして暮らせる共生のまちへ」を基本理念に，障がいのある人が，住み慣れた家庭や地域でいきいきと暮らし続けることができるよう，障がい福祉の充実を図り，障がいのある人もない人も共に安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。
- ②障がいに対する理解，福祉教育，ボランティア活動を推進します。
  - 障がいのある人に対する理解を深めるため広報活動を推進し，各種イベントなど障がいのある人の社会参加の場を設けて，障がいのある人や福祉施設への市民の理解が深まるよう推進します。
  - 市民や事業所等に対する多様なコミュニケーション手段の理解及び普及を推進します。
  - 学校教育において，特別支援学校等との継続的な交流および共同学習を推進し，福祉体験学習等を通じて，幼少時から障がいのある人に対する理解促進を図ります。
  - 障がいのある人の社会参加活動や障がい福祉サービス事業所の活動を支援するため，ボランティア活動を推進し，誰もが気軽にかつ積極的に参加できる体制の充実を図ります。また，障がいの特性に応じたボランティアの養成の充実を図ります。



- ③早期支援の推進，生活支援の充実を図ります。
- 障がいのある児童の能力や可能性を最大限にのばし社会的自立を促進するため，一人ひとりの障がいの特性に配慮し，発達段階に応じた保育や教育を提供します。
  - 障がいのある人が自立し安定した生活を送ることができるように，相談支援事業所や障害者自立支援協議会，福祉サービス事業所，社会福祉協議会，民生委員や障がい者相談員等との連携の強化を図っていきます。
- ④雇用・就業を促進し，生涯学習等の充実を図ります。
- 障がいのある人が経済的，精神的な自立を実現し主体的に社会活動に参加することができるよう，それぞれの人々が，その適性と能力にあった就労をすることで，いきがいと共に自立した活動ができるよう支援します。
  - 障がいのある人がいきがいを持ち潤いのある暮らしがおくれるよう，スポーツ，レクリエーション余暇活動の拡充を図り，スポーツや文化活動を積極的に推進します。
- ⑤予防対策の充実と早期発見・早期治療に努めます。
- 障がいをできるだけ早く発見し，適切な支援を受けられるように，医療機関，保育所・幼稚園・こども園，学校，行政等の関係機関の連携強化を図り，障がいの重度化の予防と早期対応に努めます。
  - うつ病等精神疾患への理解を深め，メンタルヘルス向上に努めます。
- ⑥バリアフリー整備の推進と防災体制を確立します。また，権利擁護や虐待防止を推進します。
- 障がいのある人が安心・安全に暮らすことができるよう，環境面でのバリアをなくし，すべての人々が住みよいやさしいまちづくりを目指し，ユニバーサルデザインの浸透を図ります。また，災害時の支援など防災体制の充実を図ります。
  - 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に基づき，障がいのある人への虐待の防止や，合理的配慮の提供等についての理解啓発に努めます。

#### 【関係課】

ふれあい福祉課，いきいき健康課，こども家庭課，長寿介護課，学校教育課，発達支援センター，くらしあんしん相談センター，防災安全センター

## 5

## 同和問題

#### 【現状と課題】

同和問題は，日本社会の歴史的過程で形成された身分階層構造に基づく差別により，日本国民の一部の人々が，日本国憲法により保障された基本的人権が侵害されているという，深刻で重大な社会問題です。

本市においても、昭和 56 年から市内に「小松市人権同和問題連絡会議」を組織しており、同和問題を正しく認識し、同和問題の早期解決を図るため、教育や啓発等の取組を進めています。

しかしながら、同和問題に関する市民の理解は進んできたものの、結婚における差別や就職に際しての差別、差別発言など、少なからず差別意識が存在しているのが現状です。

このため、この差別意識の解消に向けた同和問題に関する正しい教育や、啓発の充実と推進を図っていくことが課題となっています。

#### 【施策の方向性】

同和問題について市民に正しく周知するため、市民一人ひとりが同和問題を自らの問題としてとらえるよう、人権教育や啓発の推進を図ります。

同和問題に関する差別意識の解消に向け、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場を通して、同和問題固有の歴史的経緯などを認識した市民意識の啓発活動の推進を図るとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

#### 《主な関係法令など》

- ◎日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日公布）
- ◎世界人権宣言（昭和 23 年 12 月採択）
- ◎人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）
- ◎部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

#### 【取組の方向と内容】

- ①差別意識解消に向けた人権尊重の教育の推進を図ります。
  - 学校教育において同和問題について正しい認識と理解を深め、差別意識を解消することを旨とした人権教育を実施します。
  - 社会教育として広く市民を対象に、人権週間の周知や同和問題を含めた人権問題などの学習機会の提供を図ります。
  - 同和・人権教育を進めるための教職員等を対象とした研修を進めるとともに、保護者を対象にした講座の充実を図ります。
  - 市民とのかかわりのある市職員を対象とした人権問題職員研修会を実施します。
- ②関係機関と連携した啓発活動を推進します。
  - 国や県等と連携し、人権尊重や同和問題についての情報収集を行い、関係機関に正しい周知を図ります。
  - 学校や職場、地域などが行う啓発活動について、連携と支援を図ります。

③相談・支援体制の充実に努めます。

○人権擁護機関等と連携し、人権に関する相談等の関連事業を通して、相談・支援体制の充実に努めます。

【関係課】

くらしあんしん相談センター，学校教育課，青少年育成課，人事育成課

## 6 言語・文化等の多様性

【現状と課題】

本市に在住する外国人は、令和2年1月1日現在2,428人（外国籍市民）で、国籍別で見るとブラジルの912人が最も多く、次いでベトナムの456人、中国の400人の順となっています。

近年、外国籍市民数は大きく増加傾向にあり、現在は平成21年のピーク時よりもさらに多くの外国籍市民が小松市で生活しています。

在住する外国人の増加に伴い、外国人と接する機会が増え、言語、文化、習慣、価値観の違いにより相互理解ができないまま、地域の中でトラブルになったり、差別や偏見などにつながるケースがあります。また、近年災害が多発する中で、伝わるべき情報が伝わらずに守るべき命が危険にさらされたり、お互いに異なる文化背景を持つことから、避難所等の普段とは違う環境の中で、思わぬ人権問題が生まれてしまったりすることも考えられます。

日本国憲法の基本的人権の規定には、外国人の人権を直接保障したものではありませんが、「日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及びものと解すべき」とされています。

また、我が国には、移民の受け入れに関する法令はありません。しかし、「誰一人取り残さない」SDGsの理念には、言葉や文化等を異にする人についても保障するものと考えられます。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチについては、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないことから、平成28年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されています。

今後さらに国際化が加速する中で、私たちが直面する課題はますます増加、多様化することが予想されます。こうした中で、言葉や文化の多様性を理解し、共に安心してコミュニケーションがとれる社会の実現に一層努めることが課題となっています。

## 【施策の方向性】

言葉や文化等を異にする人に対する差別や偏見を解消するため、国際理解を深める教育と啓発活動の推進に努め、国際交流を促進させるとともに、加速する国際化へ対応するための環境整備や相談・支援体制について、関係団体と連携しながら一層の充実を図るなど、安心して生活することができる多文化共生社会を目指します。

## 《主な関係法令など》

- ◎新しい在留管理制度（平成 24 年 7 月施行）
- ◎本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号） →ヘイトスピーチ解消法
- ◎改正出入国管理及び難民認定法（平成 31 年 4 月施行）

## 【取組の方向と内容】

- ①国際理解教育・啓発活動の推進に努めます。
  - 学校教育等において、多様な文化への理解を深め、さまざまな国や地域の人々と共生する心や態度を育成するため、国際理解教育の充実に努めます。
  - 言葉や文化等を異にする人に対する偏見や差別意識を解消するため、社会教育や生涯学習の場において人権尊重の意識を高める教育を進め、外国籍市民と共に生きる地域社会の実現に向けた啓発活動を推進します。
- ②多様な国際交流の促進に努めます。
  - 姉妹都市・友好交流都市等との交流を通して、多様な国際交流活動を進め、外国の生活習慣や文化に触れることで日本人と外国人の相互理解を進めます。
- ③多言語、多文化社会に対応した情報発信を進めます。
  - 市が発行する刊行物や施設の案内・説明表示について外国語による表記を進めます。
  - 外国籍市民に対し、防災情報等について多言語による周知、情報提供に努めます。
- ④国際化への環境整備を進めます。
  - 幹線道路や主要施設周辺にユニバーサルサイン看板（外国語併記）の設置を進めます。
  - ICTを利用した情報提供（地図情報、経路検索、緊急連絡先、バスの乗り方、ホテルリスト等）、外国語版ウォーキングマップ等の内容を充実させます。
  - 外国人住民の日本語学習や、全ての住民が地域で安心して暮らせるようサポートするボランティアなど、地域で活躍できる人材育成を進めます。
- ⑤多様な文化背景を持つ市民からの相談・支援体制の充実に努めます。
  - 多言語によるコミュニケーション能力の向上、相談・支援体制の充実を図ります。
  - 地域住民レベルでの国際理解の促進を図るため、民間国際交流団体の活動を支援します。

## 《主な関係課》

市民サービス課，学校教育課，青少年育成課，こども家庭課，防災安全センター，  
商工労働課，くらしあんしん相談センター

# 7 感染症患者等

## 【現状と課題】

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とは言えない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・元患者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

HIVによって引き起されるエイズは、性的接触に留意すれば、日常生活において感染する可能性はほとんどなく、ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力が弱く、感染したとしても発病することはまれで、今では治療法が確立しています。

そのため、感染予防対策として正しい知識の理解を深めるとともに、エイズ等の患者やその家族が不当な取り扱いを受けないような地域社会を形成していくことが必要となっています。

## 《施策の方向》

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 11 年施行）」では、感染の予防と医療の提供を車の両輪として位置付けるとともに、あらゆる感染症患者やその家族等に対する偏見や差別の解消及び人権の尊重が法の理念とされています。

性の低年齢化，開放化，無防備化が進み，青少年層にHIV感染が広がりうる環境が醸成しつつある現状を踏まえ，感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進し，人々の理解を深めるよう努めます。

## 《主な関係法令など》

◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号） →感染症法

◎ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）

## 【取組の方向と内容】

①感染症等に対する正しい知識の普及と理解の推進に努めます。

○市の広報媒体を通じて普及啓発活動に取り組みます。

○『世界エイズデー』にちなんだ国・県の実施する事業に協力し、エイズに対する正しい知識の普及啓発に努めます。

○新型ウィルス感染症等の発生時には、デマ等による差別や人権侵害とならないよう、迅速に正確な情報収集と情報発信に努めます。

②エイズ及び性感染症に関する教育を推進します。

○学校教育においては、発達段階に応じてエイズ及び性感染症の正しい知識を身につけることにより、病気に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進します。

【関係課】

いきいき健康課，学校教育課

## 8

## インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

現在、インターネットは私たちの日常生活の中にも大きく入り込んでおり、子どもからお年寄りまでパソコンや携帯電話等の情報機器を通じて幅広く利用されています。インターネットは利用者に大きな利便性をもたらす一方で、匿名掲示板やSNS等において他人への誹謗中傷、他人の個人情報を勝手に公開する、差別を助長する表現の使用など、重大な人権侵害に関する問題が多数発生する原因にもなっています。

子どもたちの間でも、携帯電話やパソコンから、誹謗中傷の言葉や他の子どもの個人情報をインターネット上の掲示板やブログなどに書き込んだり、メールやSNSで送ったりしてけんかやいじめに発展するなど、子どもの人権に関する深刻な問題が起こっています。

そうした状況を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が平成21年4月から施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなど対策に取り組んでいます。

さらに、私的に撮影された性的画像を公表する行為、いわゆるリベンジポルノ等の被害の発生・拡大を防止するため、プロバイダ責任制限法の特例法である「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が平成26年12月に施行されています。

インターネットは匿名性が高いことにより、「誰なのかわからないだろう」という心理が働き、他人の人権を無視した行動が起こりやすくなります。また、インターネットは、情報の拡散の速度も早いため、一度インターネット上に出た個人情報等は完全に消すことができません。このインターネットの匿名性の高さ及び情報の拡散速度

の早さより、インターネットによる人権侵害は全国的な社会問題になっているにもかかわらず、根本的な解決方法が見出せないのが現状となっています。

さらに、「相談先が分からない」といった、被害を受けた時に適切な対応をとるための知識や手段に対する情報提供が不十分といった課題もあります。

#### 【施策の方向性】

インターネットによる人権侵害は問題が起きてからの対応が非常に難しいため、事前の予防が重要になります。児童生徒や保護者、一般市民等に対して、インターネットや電子メールを利用する際の、個人のプライバシーや名誉の重要性、情報の収集や発信における個人の責任やモラルなど、ネット上のモラルは現実社会と同じであることへの理解を深めていくために教育や啓発活動の推進を図ります。

また、被害にあった場合にも状況やニーズに応じた支援情報提供などのサポートを関係機関と連携しながら行っていきます。

#### 《主な関係法令など》

◎特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号） →プロバイダ責任制限法

◎青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号） →青少年ネット規制法

◎私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）

#### 【取組の方向と内容】

①ネチケットや情報リテラシーに関する教育を推進します。

○個人のプライバシーや名誉、情報の収集や発信における個人の責任や能力、また、情報のモラルなどの正しい理解を深めるため、学校教育や社会教育を推進します。

②インターネットによる人権侵害に対する啓発活動を進めます。

○講演会や市の広報媒体を通じて、インターネットによる人権侵害に関する啓発活動を図るとともに、関係機関と連携を深め人権侵害に対する相談に対応します。

#### 【関係課】

くらしあんしん相談センター、学校教育課、青少年育成課、ICT改革課

#### 《用語解説》

- ※SNS インターネット上で、人と人との交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス
- ※プロバイダー インターネットへの接続口を提供する業者。
- ※ネチケット ネットワークとエチケットを組み合わせた造語。ネットマナーのこと
- ※情報リテラシー 「情報技術を使いこなす能力」と「情報を読み解き活用する能力」の二つの意味がある。

## 9 犯罪被害者等

#### 《現状と課題》

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるだけではなく、追い打ちを掛けるように興味本位の噂や心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、マスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシーの侵害など大きな人権問題となっています。

その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が成立されました。

同年12月には、「犯罪被害者等基本計画」が作られ、毎年11月25日から12月1日までの一週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活への配慮の重要性について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

本市においても、平成27年4月に「小松市犯罪被害者等見舞金支給要綱」を制定し、犯罪行為に巻き込まれた市民の遺族や重傷病を負った市民に対する支援を図っています。

しかし、法律や制度の整備が進んでも、地域社会全体が犯罪被害者等のことをよく理解し、社会的対応を図っていくことが何よりも大切となります。

#### 【施策の方向】

市民一人ひとりが、犯罪被害者やその家族の気持ちを理解し、学校や地域において、人権尊重の意識を推進する教育と啓発を進めます。



また、石川県被害者サポートセンター等の関係機関と連携した被害者等の相談と支援を進めます。

#### 《主な関係法令など》

◎犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

◎犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月策定，平 28 年 4 月第 3 次基本計画策定）

#### 【取組の方向と内容】

①犯罪被害者等の人権についての啓発・広報を推進します。

○犯罪被害者が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について，市民の理解を深めてもらうことを目的に，「犯罪被害者週間」を中心とした啓発活動を推進します。

○人権問題研修会や講演会等の場を通じて，人権擁護施策としての人権尊重の啓発活動を推進します。

②関係機関と連携した相談・支援体制の充実・支援を推進します。

○犯罪被害者やその家族の人権相談に対応するため，石川被害者サポートセンター，小松警察署，金沢弁護士会，法テラス等と連携し，適切な相談窓口への案内や広報PRにより効果的な被害者等への支援を推進します。

○犯罪被害給付制度（警察），犯罪被害救援基金，まごころ奨学金等の被害者支援に関する給付金・奨学金制度の広報PR・あっせんにより，被害者被害の緩和を図ります。

#### 【関係課】

くらしあんしん相談センター，はつらつ協働課

## 10 罪を犯した人等

#### 【現状と課題】

罪を犯した人等やその家族等に対する社会の偏見や差別意識は根強く，就職に際し差別があったり，住居の確保ができなかったり，悪意のある噂が流されるなどの問題が起きています。罪を犯した人等が，罪を償い，地域社会に復帰し円滑な社会生活を営むためには，本人の意志と努力とともに，学校・家庭・職場・地域社会など周囲の理解と協力が必要です。

とくに，刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は増加傾向にあり，刑務所再入所者の再犯時の状況から，安定した仕事や住居が確保されていないことが原因の一つとし

て考えられており、社会復帰を目指す人たちにとって課題となっています。

平成 28 年 12 月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

本市においても、令和元年 7 月に、①やさしいまちづくり②仕事と住まいの確保③医療・福祉サービス利用促進の 3 つを基本方針とする小松市「リ・スタート」計画（地方再犯防止推進計画）を策定し、再犯防止の推進に取り組んでいます。

#### 【施策の方向性】

罪を犯した人等に対する差別や偏見をなくし、正しく理解するための啓発活動の推進に努めます。

また、再犯防止を推進するため、保護観察所や矯正施設等の関係機関や民間協力者と情報を共有し、地域に戻ってきたときに、必要な行政サービスが受けられるよう支援し、民間と行政が連携して地域で支える仕組みづくりの推進に努めます。

#### 《主な関係法令など》

- ◎少年法（昭和 23 年法律第 168 号）
- ◎更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）
- ◎更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）
- ◎再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）
- ◎再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月閣議決定）
- ◎小松市「リ・スタート」計画（再犯防止推進計画）

#### 【取組の方向と内容】

- ①刑を終えて出所した人や家族に対する偏見等を解消する教育を推進します。
  - 社会教育として多様な学習機会の場において、人権尊重の意識を高める教育を推進します。
  - 関係機関と協力しながら「社会を明るくする運動」を推進するとともに、犯罪や非行を防止する教育を進めます。
- ②刑を終えて出所した人やその家族の人権相談を進めます。
  - 人権擁護委員による人権相談や、くらしあんしん相談センターにおいて各種相談に対応します。
- ③関係機関と連携した取り組みを推進します。
  - 各関係機関が情報を共有し、地域で支える仕組みづくりの検討を行い、支援体制の強化を進めます。

#### 【関係課】

くらしあんしん相談センター、青少年育成課、ふれあい福祉課

**【現状と課題】**

性は、生物学的な性（体の性）、性自認（心の性）、性的指向（恋愛・性愛の対象）、性表現（服装や言葉づかいなど）の4つの要素からなっており、その組み合わせは人によってさまざまです。

男性が男性を、女性が女性を好きになることや体の性と心の性が一致しない性同一性障害者（トランスジェンダー）などのLGBT、いわゆる性的少数者の人たちは、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど様々な困難を強いられたり、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいます。

性的少数者については、社会的に十分理解されていないため、自分の性的指向や性自認を明らかにし、自分らしく生活することができず、不登校や退学・退社、ひいては自殺に追い込まれることもあります。

このため、トランスジェンダーについて、平成16年に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合に戸籍の性別の変更を家庭裁判所に求めることができるようになり、平成20年には、その要件も緩和されています。

しかし、同性間の結婚については、さまざまな見解や意見が分かれており、わが国では未だに認められていませんし、性的少数者への偏見や差別を助長する興味本位の扱いは、まだまだ多いのが現状です。

**【施策の方向性】**

本市では、平成28年4月に策定した『『共同参画のまち こまつ』への道しるべ』において、「性的少数者が安心して暮らせる環境づくりを進める」ことを言及しています。

周囲の偏見や差別が性的少数者を苦しめる原因となっていることから、学校や職場、地域などあらゆる場で性的少数者についての正しい理解や認識を深めるよう、市民に対し幅広い教育・啓発を行う必要があります。

また、市の職員や教員が性的少数者について正しく認識し適切な助言・指導を行うことができるよう、職員研修などの教育啓発に努めます。

**《主な関係法令など》**

- ◎性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）
- ◎「共同参画のまち こまつ」への道しるべ

**【関係課】**

はつらつ協働課、くらしあんしん相談センター

## 12 その他

### 【現状と課題】

これまでに記述した以外にも、北朝鮮拉致被害者、アイヌやホームレスの人々に対し、その本人や家族等に対する偏見や嫌がらせなどの様々な人権問題があります。

また、平成23年3月の東日本大震災時の、福島第一原子力発電所での事故により、避難者がホテルから宿泊を拒否されたり、避難先の小学校で児童が差別やいじめの対象となった事実があります。これは根拠のない思い込みなどにより、新たに生じた不当な人権問題と言えます。

### 【施策の方向性】

このように地域社会においては、社会環境の変化に伴う、人々の意識、価値観の変化とともに、新たに発生した問題も含め、様々な問題が存在しています。それらの問題の原因となっている差別や偏見をなくし、一人ひとりの人権が尊重されるよう、それぞれの問題に応じた人権教育と啓発に努めます。

### 【取組の方向と内容】

①根拠のない思い込みに左右されない人間形成に努めます。

○関係機関と協力しながらそれぞれの状況に応じた人権教育と啓発活動を進めます。

②相談・支援体制の充実に努めます。

○人権擁護委員による人権相談や、くらしあんしん相談センターにおいて各種相談に対応します。

### 【関係課】

くらしあんしん相談センター、学校教育課、青少年育成課

## 資 料 編

- 1 日本国憲法（抄）
- 2 世界人権宣言
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

# 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律(教育基本法第三条第二項)の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律(教育基本法第四条)の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律(労働基準法)でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

## 第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会で採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。



### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、

当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

【附則】

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

小松市人権教育・啓発行動計画  
(第2期)

令和2年3月

小松市 予防先進部  
くらしあんしん相談センター

〒923-8650

石川県小松市小馬出町91番地

TEL 0761-24-8070

FAX 0761-24-8192

E m a i l : [soudan@city.komatsu.lg.jp](mailto:soudan@city.komatsu.lg.jp)